## 報告第22号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日

提出者 足立区長 近藤弥生

## 損害賠償額決定調書

番号	専決 処 分 年 月 日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和3年7月6日	124, 300円	足立区加平	令和3年6月、足立区
			在住者	立東加平小学校の校
				庭からの飛来物が同
				校庭に接する相手方
				宅の窓ガラスに当た
				り、これを破損し
				た。
2	令和3年7月27日	21,450円	足立区竹の	令和3年4月16日、竹
			塚二丁目25	の塚障がい福祉館内
			番17号	友愛会売店におい
			足立区障害	て、空調機からの水
			者団体連合	漏れにより、相手方
			友愛会	が所有するレジスタ
			理事長 羽	ーを故障させ、損害
			住 爽惠	を与えた。